



令和5年6月29日

税制課

指名競争入札における落札者の誤決定について

令和5年6月19日に本市が行った業務委託の指名競争入札において、本来、失格とすべきではない指名業者を失格とし、落札者を決定してしまいました。

本市の誤った判断により、関係する皆様に大変ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

1 原因

最低制限価格を設定している入札において、誤って入札指名通知書に最低制限価格を設定しない旨を記載していたこと、また、入札書に業務の想定件数を少なく記載していたためです。

2 状況

入札指名通知書には最低制限価格を設定しない旨を記載していたため、最低制限価格を下回ったという理由で失格とすべきではありませんでした。

また、入札書に想定件数を少なく記載してしまったことにより入札金額が低く積算されてしまい、最低制限価格を下回ってしまったため、落札の判断を誤ったものです。

なお、この案件の新たな入札につきましては現在検討中です。

3 再発防止に向けた対応等

最低制限価格の設定及び入札書等の記載内容の確認を誤らないよう、チェックリストを作成するとともに、複数職員による十分な確認、確実な事務処理を徹底してまいります。